

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和8年度日南線福島高松・大隅夏井間一般国道220号油津・夏井道路の整備に伴う仮設踏切工事
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 垣下 禎裕 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和 8年 4月 7日
契約の相手方の氏名及び住所	九州旅客鉄道（株） 宮崎支社長 吉村 一喜
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥110,861,000-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥110,861,000-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件 名：令和8年度日南線福島高松・大隅夏井間一般国道220号油津・夏井道路の整備に伴う仮設踏切工事
2. 履 行 場 所：鹿児島県志布志市
3. 随意契約の相手方：九州旅客鉄道(株)宮崎支社
宮崎市東大淀二丁目60番地
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 随意契約に付する理由

1) 随意契約に付する理由

本工事の施工にあたっては、九州旅客鉄道(株)宮崎支社の管理する軌道上に、工事用道路として使用する仮踏切を設定している。管理にあたって鉄道運行に支障をおよぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。

このため、万が一軌道に対し何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。

また、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施工が要求され、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要がある。

以上のことから、本工事の履行にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に工事を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道(株)が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、九州旅客鉄道(株)と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路部 道路工事課長